

ると、自然そちらに本当に一生を打ち込んで此の監督に従事しようと云ふやうな面の人が必要や出て来る、又それを出すことを目標とし、それに對する行政方針を立てて行かなくちゃならぬと云ふやうな風に大體禪察して居ります、私共は此の監督官制度と云ふものは相當實情に即した専門的のものに行くと云ふことに對する希望と確信を持つて居ると云ふ次第であります、尙此の運用をどう云ふ風にするかと云ふ細かい點に付きましては、政府委員から説明致させます。

○政府委員(吉武惠市君) 今御話がありましたやうな考で、監督制度を運用して行かうと思つて居りますが、細かい點に付きましては、此の法律施行の間に色々各方面の意見も聽いたりして作つて行く積りで居ります、今具體的にまだ細かいものは持つて居りません、それから尙ほ只今大臣から仰しやつたやうな點は十分我々は考へて行きますが、唯我々が勝手に考へると云ふことでなしに、此の中には先般もちよつと御説明を申上げたかと思ひますが、労働基準委員會と云ふものを中央地方に置きまして、さうしてそれに使用者側なり或は労働者側なりの方々に入つて戴く、或は中立の方々にも入つて戴きまして、さうして運用として遺憾のないやうにして行きたいと云ふ考を持つて居ります、從ひまして今御話のやうな監督の色々な基準或は先程の制裁なるものに付ての大體のまあ基準と云ふやうなものを作つて宜いと云ふ意図があれば、さう云ふ委員會にでも諮詢もして、意見を聽いて作つて行くと云ふことも、宜いのぢやないかと云ふ考も持つて居ります

○種田虎雄君、監督機關に付きまして
色々將來御苦心があると思ひますが、ど
うも此の委員會を作つて、總て委員會
の意見も聽いて色々やられると云ふ其
の御趣意は非常に結構であります。が、
從來出來て居りまする委員會等の實際
の運用、活用等に付て見て居りまする
と、どうもお役所の方は、官廳は委員
會で色々意見を聽いたからと云ふの
で、どうも先程大臣の仰しやつたやう
に終生身を入れて、本當に勞働を保護
し、さうして產業の發達を圖つて行か
なければならぬと云ふ精神に燃えた精
神を打込んだ人が腰を据えて行政の衝
に當つて戴。場合に、まあ責任を轉嫁
したのだから、是で責任は果せたと云
ふやうな傾向が起るのぢやないか、過
去の労働委員會等に於ても、中央及び
地方にさう云ふものが出来ますと、お
役所の方の考は、まあ委員會に任して
あるのだからと云ふやうな、どうもさ
う云ふ風になり勝ちではなからうかと
云ふやうな懸念もござりますので、斯
う云ふ監督機關が將來出來まして、さ
う云ふ委員會に色々なことを御尋にな
ることは無論結構であります。が、大臣
の仰しやつたやうな意味の監督機關の
出來ることを大いに希望するのでござ
います、此の點を特に御願ひ申上げて
置きます、それから是は小さい問題で
あります。が、七十二條に未成年者の
「年次有給休暇として、十二勞働日を
與えなければならぬ。」と云ふこ
とが書いてありますが、此の三十九
條の二項は矢張り同じやうに適用さ
れるのでありませうか、其の點に付

○政府委員(寺本廣作君) 基礎になります日數の読み替へだけでありまして、其の他の全部年次有給休暇の三十九條が適用されるのでございます。

○種田虎雄君 さう致しますと未成年者は十二労働日を與へられて、其の以上には茲に三十九條の二項の日數が矢張り加算されて行く譯ですか。

○政府委員(寺本廣作君) 左様でございます。

○種田虎雄君 此の年次有給休暇と云ふのは、是はまあ相當に必要なことでありますけれども、他の國の立法法令等と比べまして、日本がどう云ふ風なことに今度の原案はなつて居るのでありますか、實は戴いた資料を十分に讀みませぬでしたから、ちよつと御尋ねして見たいのであります。

○政府委員(寺本廣作君) 年次有給休暇の三十九條の規定、七十二條の規定は、何れも國際労働條約を基礎にして、初めての制度でもありますし致しますので、日本の實情を十分考慮致しまして、國際労働條約の規定を稍て緩和致しまして、低い所に水準を付けて規定してある條文でありますて、國際労働條約で規定しましたのと變つて居る點を申上げますと、國際労働條約では一年間在籍した者に付ては、總て六労働日を基礎日數として、有給休暇を與へると云ふことになつて居ります、八割の出勤を條件と致しましたのは、日本の特種な狀況で、労働者に出勤の義務を課すと云ふ……有給休暇を補償的な意味のものにすると云ふ建前で、是は私共の方で特別に考慮して加へた點であります、それから六労働日の此の基礎日數に付ては、國際労働條

約では分割を認めて居りませぬ、六労働日から遞増します分に付ては分割を認めていますが、基礎日數に付ては分割を認めて居りませぬ、基礎日數を分割致しますれば、年次有給休暇としての意義が減ると云ふ意見もあつたのであります。しかし、色々の是は結婚であるとか、盆暮であるとか云ふ風に分けて使ふと云ふやうな從來の例もありますので、此の基礎日數に付ての分割を認めました點も日本の特殊の事例であります。又労働者が請求する場合に與へた結果、其の場合に企業の正當の運営を妨げる場合には、他の時期に之を與へることが出来る云ふ點も特に考慮致した點であります。尙年少者に付きましては、國際労働條約では一律に十労働日を基礎日數にすることになつて居りますが、日本には特に技能者養成の爲に使はれる労働者、從來徒弟と言はれて居るものに付きまして、特に低賃金労働、それから色々な一般の労働條件よりも不利な労働條件で雇ふことを認めて居りますので、其の年少労働者に付てだけは國際労働條約の十二労働日と云ふのを基礎として取入れて立法致した次第であります。

○政府委員(吉武惠市君) 是は從前にありますした規定でございますが、労働者が亡くなつた時に補償を其の遺族にやる、其の遺族と云ふのは戸籍上餘りやかましく言ひますと、實體に副ひませぬので、遺族又は其の本人に依つて生活されて居つた扶養者、それ等の者に對して其の遺族補償をやる、其の順位等は現在の工場法の施行令等にもござります、先づ第一に嫡出子であるとか、其の次は弟とか、妻であるとか云ふ色々な順位があります。

○種田虎雄君 労働者の「死亡當時その收入によつて生計を維持した者」と云ふのは遺族もあり又其の労働者の死亡當時其の收入に依つて生計を維持した者もある場合には兩方にやると云ふのでありますか、「さう云ふ場合にはどう云ふ風に御裁きになるのでありますか、順位もさう云ふ時には決めてござりますか

○政府委員(吉武惠市君) さうではございませんので、それは先順位の人には補償をやるのであります、先程申しましたやうに遺族と申しますと、唯妻であるとか、子供であるとか云ふことになります、さう云ふ者があれば勿論さう云ふ順位者にやりませうが、なければ兄弟とか或は親戚の者であるとか、さう云ふやうな段々と薄くなりますが、それでも、其の労働者の死亡當時、其の收入に依つて生計をして居た者は必ず順位に依つて定めることになります

○種田虎雄君 八十二條の規定を御説明願ひたいのであります

○政府委員(寺本廣作君) 傷害補償と遺族補償に付きましては、今の工場法でも行政官廳の許可を受けて、分割拂をすることが出来るとの規定でござります

います、此の法律では、此の法律の補償義務は、労働者災害保険で裏付けすることになりますけれども、其の強制適用を受けない小さい五人未満の事業は、強制適用を受けないのでござりまするが、さう云ふ事業に於きましては、定められた割合を支拂うことを要しない使用者が支拂能力のあることを證明し、證明の方法は別に規定して居りませんが、同意を得る爲の一つの方法として、支拂能力のあると云ふことを證明する、さうして労働者の同意を得ると云ふことで、從來の行政官廳の許可ありましても、作業の轉換等に依つて、出来るだけ長く其の職場に留まる方がある有利であると考へて、斯う云ふ問題は官廳と使用者との許可關係と云ふ、官廳と使用者との取決めよりも、当事者間の合意を尊重した方が、圓滑に行くと云ふので斯う云ふ風にしたのであります、唯事業者に付きましては、行政官廳と致しましては、それが分割された場合、履行出来るかどうかで定めて居ります通り届出する報告の義務は課せられることになると思ひます、此の法律の施行令で、さう云ふ點は定めて行く必要があらうかと思ひます、尙從來の分割拂に於きましては、

分割の方法と金額に付ては、何にも規定がなつたのであります、之に付きましては六年定期、六年分に分割して同一金額を拂ふ使用者の便宜ばかりであります、元來御承知のやうに灾害なく、労働者の便宜も同時に考へると、從來の分割拂の制度を少し改めまして、斯う云ふやうな規定を設けたのであります、今の工場法と違つて居ります點を申上げますと、第一に行政官廳の許可を受けることを要しない使用者が支拂能力のあることを證明し、證明の方法は別に規定して居りませんが、同意を得る爲の一つの方法として、支拂能力のあると云ふことを證明する條約で定めて居ります災害補償に関する條約も、定期制度を執ると云ふことを規定して居ります、それで此處では從来の工場法の精神を探りまして、一時金制度を執りましたけれども、一時金制度に加味するに定期金制度、それを勞資双方の便宜の立場から調整すると云ふ建前で、斯う云ふ六年の定期金制度と云ふ制度を執つて居ります。

○種田虎雄君 只今の御説明で分りますが、傷害補償の方には、第九級から第十四級迄あつて、五十日から三百四十日分迄あります、此の分割拂と云ふのは、是ほどの程度の金額に對しても、分割拂を認めると云ふことになりますが、元々此の一時金を算出しますのに、六年定期と云ふ考へ方があるやうですが、其の點はどう云ふ御考へなんでありますか。

○政府委員(寺本廣作君) 仰せの如くでございますが、元々此の一時金を算出しますのに、六年定期と云ふ考へ方がある有利であると考へて、斯う云ふ風にしたのであります、唯事業者に付きましては、行政官廳と致しましては、それが分割された場合、履行出来るかどうかで定めて居ります通り届出する報告の義務は、この二條に付て一應御審議を

願ひたいと思ひます。

○種田虎雄君 退職に關係しました事項とか、退職手當或は賞與云々と云ふ

○竹中藤右衛門君 この點は非常に現行の下請業者としては、困難な問題だと思いますが、是はむつかしい問題であります。

い

同一金額を拂ふ使用者の便益ばかりであります、元來御承知のやうに灾害補償の金額は、一定の定期金制度を執るものが一般の例でありまして、國際労働條約で定めて居ります災害補償に関する條約も、定期制度を執ると云ふことを規定して居ります、それで此處では從来の工場法の精神を探りまして、一時金制度を執りましたけれども、一時金制度に加味するに定期金制度、それを勞資双方の便宜の立場から調整すると云ふ建前で、斯う云ふ六年の定期金制度と云ふ制度を執つて居ります。

○種田虎雄君 只今の御説明で分りますが、傷害補償の方には、第九級から第十四級迄あつて、五十日から三百四十日分迄あります、此の分割拂と云ふのは、是ほどの程度の金額に對しても、分割拂を認めると云ふことになりますが、元々此の一時金を算出しますのに、六年定期と云ふ考へ方があるやうですが、其の點はどう云ふ御考へなんでありますか。

○政府委員(寺本廣作君) 仰せの如くでございますが、元々此の一時金を算出しますのに、六年定期と云ふ考へ方がある有利であると考へて、斯う云ふ風にしたのであります、唯事業者に付きましては、行政官廳と致しましては、それが分割された場合、履行出来るかどうかで定めて居ります通り届出する報告の義務は、この二條に付て一應御審議を

願ひたいと思ひます。

○竹中藤右衛門君 この點は非常に現行の下請業者としては、困難な問題だと思いますが、是はむつかしい問題であります。

い

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

い

ま

せ

ま

す

○種田虎雄君 退職に關係しました事項とか、退職手當或は賞與云々と云ふやうな内容を就業規則として居りますか、それを承れば結構と存じますか。

○政府委員(寺本廣作君) 退職に付きましては、只今申上げましたやうに、一時金制度を執りましたけれども、一時金制度に加味するに定期金制度、それを勞資双方の便宜の立場から調整すると云ふ建前で、斯う云ふ六年の定期金制度と云ふ制度を執つて居ります。

○種田虎雄君 只今の御説明で分りますが、傷害補償の方には、第九級から第十四級迄あつて、五十日から三百四十日分迄あります、此の分割拂と云ふのは、是ほどの程度の金額に對しても、分割拂を認めると云ふことになりますが、元々此の一時金を算出しますのに、六年定期と云ふ考へ方がある有利であると考へて、斯う云ふ風にしたのであります、唯事業者に付きましては、行政官廳と致しましては、それが分割された場合、履行出来るかどうかで定めて居ります通り届出する報告の義務は、この二條に付て一應御審議を

願ひたいと思ひます。

○種田虎雄君 退職に關係しました事項とか、退職手當或は賞與云々と云ふ

やうな内容を就業規則として居りますか、それを承れば結構と存じますか。

まして、又其の下の労務者を使ふ場合にはビース・ワーカーが非常に多いのです。例へば掘り方を使ふに致しまして、技術者は幾らと云ふやうなことをやつて居る、さう云ふビース・ワーカーの場合、是は今御答辯に依りますれば全部を適用しなくても宜いと云ふのですが、さう云ふ場合が多いのぢやないですか。國務大臣(河合辰良君) 請負の場合もあると云ふことも、餘程當局に於ては御認識を願つて置かないで可なりさう云ふ場合が多いのではないか。國務大臣(河合辰良君) 請負の場合は御全體が非常に細か過ぎて煩瑣であると云ふことは、實は餘程考慮したて、結局實情を主として、さうしてそれをにびつたり嵌る法制を編むと云ふことと、それから稍々煩瑣になりまして、勞働者保護と云ふことをどうしても達成されなくちやならぬ、それには教育も、自覺も、工場監督も必要だが、其の線に沿うて進めなくちやならぬと云ふ建前と、二つの建前が實はある譯です、それで政府としましても、此の二つの建前に付きまして餘程深甚なる考慮を拂ひ、又關係方面とも十分折衝を遂げまして、さうして第二の方法を探ることになつた次第であります、其の點は御了察を願ひたいと思ひます。

も作らなくちゃやいかなかと思つたのですが、強制すべきものとさうでないものとあると云ふことがちよつと御説明の中にありました。それは何處の條項にさう云ふことが書いてあるのですか

○政府委員(寺本廣作君) 策八十九條の一號から三號迄は必要な記載事項、四號以下は條文に書き分けて居りまするやうに、四號に、最低賃金額の定をする場合に於ては、之に關する事項、五號、六號以下何れも斯う云ふ定をする場合に於ては、之に關する事項、そこの事業場でさう云ふ規定を設けるなら、それは就業規則に書いて置かなければならぬ、斯う云ふ意味のこととであります

○種田虎雄君 分りました、序に伺ひますが、此の行政官廳と云ふのは、今まで出来ます監督機關を指すのでありますか、或は從來各企業に對してのそれぞれの監督官廳をも指すのでありますか、此の行政官廳の意味をどう云ふ意味に取つたら宜いのでありますか

○政府委員(寺本廣作君) 此處で各條で申して居ります行政官廳は、第百條を御覽戴きますれば、大體のことが分るやうになつて居ります、末端の機關と致しましては五十八頁の百條の終りの方でございますが、労働基準監督署長が「この法律に基く臨檢、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他の法律の實施に關する事項を掌り」と、斯う云ふことになつて居ります

○種田虎雄君 私の尋ねたことが意味が徹しなかつたやうであります、例へば鐵道の如きは運輸省の現在監督を受けて居る譯であります、さう云ふ場合に就業規則やなんぞを届け出ると云

ふ其の行政官廳、それは渾輸省の關係にも届出をし、又此の法律に書いてある労働關係の監督機關にも届出る、斯う云ふ意味なんありますか、どう云ふことになりますか。

○政府委員(吉武恵市君)　此の八十九條に規定致します行政官廳は、此處ばかりでなしに、他にもござりますが、此の法律の施行に付きましては、只今政府委員の中しましたやうに、所謂此の法律に基く監督機關、所謂監督署長の許可、認可、届出、斯ういふ風になつて居ります、それで御話のやうに鐵道なんかに付ては、營業監督の上からさう云ふものを含めて、色々な營業時間なんかの届出なり認可があらうと思ひます、それは其の方の別個の法律の要求に基くものでありますから、それはそれゝの又監督官廳に恐らく届出なり許可があらうかと思ひますが、之に掲げて居りますのは、此の監督機關の許可を要するのであります。

○竹中藤右衛門君　もう一つ御伺ひ致したいことは、私は近來のアメリカの情勢は知りませぬけれども、以前に我がが調べた時には、アメリカには職別の組合がありまして、ちよつと一例を申すと云ふと、煉瓦工が、詰り前の営向ふの事務員が廻つて参りまして、明日は此の職場には何人職工を要するかと云ふことを見に来るのであります、そこで明日は煉瓦工は十人仕事をするのに要ると言へば、十人やつて来て規定通り働いて歸る、翌日は又別の手配をして行くと云ふやうなことで、土木建築の如き、日々に作業が變る、今日十人使つて翌日も十人と云ふこともない、一應積上げれば、又二、三日そこでセメント硬化を待つて積上げると云

ふやうになつて居る譯であります、それでさう云ふ手配が極めて圓滑に行つて居る、土木建築のもう一つの仕事の組合が出来て、それが始終我々に勞務者を供給すると云ふ形が一番都合が好いと思つて居る、今斯う云ふへ十九條の規定とか其の他を考へますると、我々が矢張り勞務者を傭つて雇傭關係が生じて、斯う云ふ手續をすると云ふことは非常に面倒なのであります、そこでは是當局の御方針を承りたいのですが、我々は矢張りさう云ふことは非常に面倒なのであります、さうして勞務者に対する總ての何と言ひますか、福祉を圖るとか何とか云ふものは、さう云ふ組合がやるにして、我々は日々勞銀の形に於てさう云ふ何を見ることは宜くないかと、今ちよつと思ふのでありますが、當局はさう云ふ問題に對して何か外國の例などを御調になつて居るかどうか、又指導方針としてさう云ふ考へ方が宜いのか悪いのかと云ふことを一つ伺つて見たいと思ひます、どうも雇傭關係を生じて、きつと云ふ譯には行かないんですね、どうしても何かさう云ふ組合をつくる上に於きましたが、それから自分の作業に最も適當な勞務者を日々入れると云ふ事が一番都合が好いのであります、將來此の日本の再建を期する上に於きましたが、勞銀が徒に高くなると云ふことは好ましいことではない、是等が能率的に働くことが必要である、さう云ふ考への方の下に勞務者を指導して宜いのかどうか

しくは存じませぬが、今竹中委員の仰
しやいまするやうに、恐らくさう云ふ
職業的なものに付きましては組合が出来
て居りまして、さうして其の組合との話で日々入つて来て仕事をすると云
ふことが行はれて居ると思ひます、日
本でも所謂労務供給業者と云ふものがございまして、從前はさう云ふ人が所謂使用者との間に契約する、さうして労務だけの請負をして、さうして使用者の方に供給をして仕事をして行く、是は此の法律では認め難い、是の法律、職業紹介法等で特に許可をして居れば格別であります、さう云ふ形態としては出来るだけ取りたくないといふ趣旨でござります、今竹中委員の仰しゃいましたのは、同じ職業を持つ者が、例へば左官であるとか、或は大工であるとかと云ふ者がさう云ふ組合を作つて、さうして組合として行動をすると云ふことは今後も起つて来るだらうと思ひます、それは結構ちやんないかと私は思ひます、唯併し使用者の方がさう云ふ組合と話して日々やつて来るから、唯賃金だけ拂へば宜いぢやないかと云ふ風には是は行かないのでも、假に日々儲入れましても、直接使用者はそれは使用が使ふのであります組合が組合長なり組合の役員との話で職人を連れて來る場合がありましても、其の使用關係の責任は矢張り使用者にあるのでありますから、使ふるに於ての最小限度の労働條件と云ふものは、是ははつきり決める必要がありまするし、又労働者に對する福利も、或程度は是は使用者の義務に屬する

ると思ひます、唯さう云ふ今の職業關係の組合が出来ますと、所謂トレーニングでございますが、さう云ふものは組合としても其の組合員の福利事業を色々やつて戴くと云ふことが私望ましいと思ひます、労働組合は唯單なる

の如き從來女子を多數使用して居つた
産業には重大な影響があるのではないか
かと、斯う考へて居るのであります、
之に對しまして商工大臣は如何なる御
見透しがありますか、承りたいのである
ります

御承知のやうに此の頃は農村の方々が物事情もよく、其の他の事情も好みますから、農村から絶えず此の労務者、特に若い女の子などを徴募して工業に引つ張つて來たと云ふこと、是は實際上是非常に困難なのであります。

間に仕事以外の方面に變つて行くやうな事と云ふやうな事情もあるが、紡績工の熟練者が段々減つて居ります、前の人で百錘のやつを二臺も三臺も受持つたと云ふのに、今では一臺に對して一人ではやり切れないと、一人掛るとか

形で之を決めておがたにれば夢てか
率の増進は出来ないのではないかと
勿論設備の改善等もござりますけれど
一、一つは働けば働くだけ或程度は想
ひられる骨の折れる仕事に従事すれば
矢張り相當報ひられる、斯う云ふ實情

銀は板と

團結して、所謂使用者とぶつかつて團體交渉をするだけを組合の使命と致しませぬで、矢張り其の組合員の福利を組合員自身に於ても考へて行くと云ふ風に向ふことは結構であると思ひます。○委員長(星山一清君) 御質問もございませうと思ひますが、商工大臣が御見えになりましたから御質問を願ひます。

○國務大臣(石井光次郎君) 現在の形
の儘、現在の人の使ひ方 技術それから
ら能率と云ふものが變らないならば正規
に御話通りに總ての産業で年少者を
使ひ、又女子の若い者も使つて居たるよ
うなものに付て打撃が起るのは當然だ
と思ひます、特に織維産業の面であります
が、織維産業では特に若い者を
使つて居た、今回の規定に依りまし
て見まして、數の上を調べます

或は三人掛るとかと云ふやうな状態で、ひどく悪くなつて居ります、斯くて云ふ處が段々慣れて来れば、元のやうになる、或は元以上にも働くやうになりますれば、假令年少者で給與の低き代つて、年長者の高い者になつても、計算の上にうまく行くのではなく、かと云ふ風に紡績の面では考へますし、其の他の方に於きましても、技術の指導と、能率の増進と云ふやうな方

形態に取らなければいかぬのぢやなかと思ふのであります。大體今後勞働行政を扱はれる官廳は、近く勞働省と云ふやうなものが設想されて居るやうであります。さう云ふ能率増進等に關係のある、最も根幹を成す貨銀態等に付きまして、商工省として今までどの程度に關與されるやうなことに成るのでありませうか、さう云ふ點付て伺つて置きたいのであります。

に相後形進る圖

されると、相當我が國の産業に影響があるのぢやないかと云ふ風に考へて居りますが、先般厚生大臣の御意見では、彼れ此れ相殺して大した影響はないからうと云ふやうな御考のやうに承りましたが、商工大臣として我が國の産業が殊に將來日本の食糧其の他の輸入に對する見返り物資として出さなければならぬい所謂輕工業、就中織維工業の如きものは、此の基準法の實施に依つて相當の影響があるぢやないか、從來ソシアル・ダンピングと云つて色々彼れ此の批判を受けて居りました日本織維工業も、恐らく此の法律が實施されれば、さう云ふ心配はなくなるだらうと云ふ風な氣が致します、のみならずそれ以上に相當法案の内容が、どつちかと云へば進み過ぎて居るゝと云ふやうな感もする規定があるのであります、殊に女子保護に関する規定は相當進んで居るやうに思ひます、他の國の規定にも見當らないやうなことは相違ございませんが、どうか御考慮して貰いたいと存じます。

と、鐵道工業の今大體の勞務者數が十四萬位ありまするが、其の中の約十五パーセント、六萬人位が十八才未滿の者の年少者であります、更に本法に依つて就業不能となりまする十五未滿の者が更に其の中の二十パーセント、約二千人位と云ふことに相成つて居ります、此の一萬二千人位であれば、は何とか六箇月の猶豫期間もありますので、其の間で切替も出来るであらうと云ふことは考へられます、總體と致しまして勞務者がまだ不足でありますので、本年の國民學校の卒業生を採用する豫定が約六萬四千位豫想して居る譯であります、是が皆いなくななりますると、ちよつとこゝ暫くの間に非常に困難な事態が出来ると思ひますが、是は此の法案が出る豫想の下に、募集の給源と申しまするが、其の方面の子供達を使はないで、十五才以上の者を採用すると云ふ方針でやらずて居りますので、暫くは困りませうが、順次直つて行くだらうと思ひます、併し

當政府の方でも此の面の指導援助をしなければ、労務者を獲得するのに困難ではないかと思つて居りますが、是が一番大きな例でありますて、其の外の産業、特に中小工業一般の面から見ますと、是が此の法律が適用せられまする爲に起る懼みと云ふものは相當あるやうに思ひますが、是は一番の問題では、時間の問題等が直ぐ来る譯であります、是は労務者全體と業者との間の話合に依つて、時間の延長も出来ることか云ふやうなこと等で、一通りは困難を打ち破る途があるのでありますと云ふ途もあると云ふ、僅かな逃げ道の話でありまして、根本に外仕方がないと思つて居ります、今まで大變な差であります、暫く労務者

面にうんと力を入れて行かなければ、是は是から先中小工業と云ふやうな國のから出て来る産物がどうしても此の貿易の根幹になる傾向を持つて居りますので、此前も中小企業の奨励に對する色々な要綱を我々の方で決めた場合にも、是非此の技術の指導と税率の増進には、政府も力を入れて指導すると云ふことに致して居りますので、それや是や併せて、過渡的多少の困難もありますが、之をやつて居る中には、自然とはが實施した爲に悪くなる、それは辛うじて辛うじて行く、何とかやつて行くと云ふだけではなく、積極的に良い效果も現れ來るのではないかと云ふ風に私共は考えて居る謹であります。

○國務大臣(石井光次郎君) 色々な
の給與、今のやうな御話の點等も考
致しまして、各事業別、各労務者の
與等に付きましたは、内閣の經濟安
全部の中に設けて居りまする給與審
議會で、現に其の方針の下に議を進め
つあるのでありますて、之に依りま
して各方面の智識も集め、そして政府
方の色々な意緒もそれに案として持
出しまして、研究した結果に依つて、
それを御趣旨のやうな線に副つて之が
定されるやうに そして實施される
うなことになると云ふことであります
○種田虎雄君 私の質問は終りました
○委員長(島山一清君) 他にどなた
商工大臣に對する御質問はおありで
ございませんか、おありになれば此の
御尋を願ひたいと思ひます、他にござ
いませんか、其の他の質問を御願ひ
します

う動親 致さ際こがたすや決そらのしつ議走給應面

して戴きたいと云ふことを御願ひして
置きます

私は解したのですが、それで宜しく
ざいますか

はないかと思つて居ります

うしてさう云ふ風になるかと申します
ると、此の監督機關は府縣々々で區・

すが、此の監督機關は恐らくは先程大臣がお話になつたやうに終身斯う二

○牧野英一君　政府委員にちよつと
伺ひますが、九十三條、「法律的な言葉
の使ひ方でござりますが、「無効とす
る。」と云ふ言葉がありますが、從來の
就業規則を變更することに依つて勞働
契約の方が有利になつた場合にははどう
云ふことになりますか、無効とすると
云ふことになると、消えてしまふやうな
に考へられるやうな文字の使ひ方にな
つて居りまするが、其の間足踏みをして
居ると云ふ意味でありませうな、さ
うぢやないですか。

○政府委員(吉武惠市君) 牧野先生の御尋の點能く分りました、そこ迄は考へて居りませぬのでしたが、今のやうに就業規則で定めた條件よりも契約の方が低い時には、其の部分が無効になつて、就業規則で定めた基準になる云ふ譯であります、其の裏の方と申しまづか、あべこべに其の後變更され方が活き返ると云ふことになりますと、思ひます。

戒處分に關係のある色々の規定が官公吏一般に適用されて居りますが、誠に現業の官廳等もありますが、さう云ふ所と是が既觸するやうなことはありませんで、是はさう云ふ所と合せませぬで、そなへ其處迄照し合せませぬで、それの現業官廳とも相談を致しまして、是なら宜いと云ふ了解の下で出来て居りますが、或はさう云ふ風な基準の付め方で多少少觸するものが出来るかも知れませぬ、それはもう此の基準に依る

であつてはならない、矢張り一本でござ
くちやならない、而も其の監督と云ふ事
ことは、是は矢張り嚴正と言ひます。そ
か、各府縣とも同じやうに所謂監督會
議が行はねなければなりません、そこ
で府縣から獨立してやつたら宜から
と云ふ趣旨で、是はもう各國とも國際
勞働會議に於きましても勞働法の監督
機關はさう云ふ國なものが望ましいと
云ふことを言つて居りますから、さうい
ふ方法を探りました、それから審議會
關係の調停と云ふやうなことは、是は

ふ仕事に没頭してやつて行くと云ふふうな熱意とそれだけの眞面目さを以てやる方が、労働者を保護する、又事業經營者に對しても産業が成立つやうに指導して行くと云ふやうな意味のことがなければ、是はうまく行かないことはふのです、それが矢張り兩方に行かんないと云ふことは非常に實際問題として困ることが起るのぢやないか、中央會なり或は労働省が出來れば労働省お扱ひになるのであります、中央

○政府委員(寺本廣作君) 就業規則が變更せられまして、就業規則以上に個別の労働契約の内容がなつて居ります場合には、就業規則に定める條件に達しない労働條件を定める労働契約が無効になります。就業規則以上のものが無効になりますと譯ではないのです。

○牧野英一君 一度無効になりまして就業規則の方が労働者に有利な場合……

○政府委員(吉武憲市君) 従つてまことに此の無効と云ふのは、それが無効と言ひますか、停止することになると思ひますが、そこ迄は気が附きませぬでございました

○種田虎雄君 度々伺つて申譯ないのですが、此の八十九條其の他の規定でありますから、是は官公吏にも無論適用があるのでございませうな

○政府委員(吉武憲市君) 左様でござ

うと云ふ考であります
○種田虎雄君 分りました
○委員長(富山一清君) それでは次へ
第十一章監督機關に移ります。
○種田虎雄君 今度地方自治法案が相當全面的に改正されるやうであります
が、都道府縣、或は其の他の行政機關は此の監督機關と競合するやうなことはないんじございませうか、此の點は付て伺つて置きたいのであります

可なり府縣の知事あたりの關係の多く
と言ひますか、知事の努力に俟つと
しますか、府縣行政に關係する所が
非常に多うござりまするから、是は
立致しませぬで、全國的なものは、日
本は府縣の行政として殘した方が宜い
ものに依つてやりまするけれども、
縣内に於ける爭議の調停、斡旋は、日
本は府縣の行政として殘した方が宜い
云ふことで別れて居ります、序で云

於ても段々今の傾向から云ひますと組合も段々産業別と申しますか、單組合に段々となつて来るやうな傾向あります、さうなつて来ると、地方等に色々處理されて居る問題が可なり中央に来ることが多くなるやうに思ふであります、此の點に付ては隨分御研究になつて居ることと思ひますが、へと後の實際問題として相當お考になつて、將來どちらが宜いか十分に御研究して、現てはござりません。

○政府委員(寺本廣作君) 戦業規則が、労働契約よりも有利になります場合に、は、一度無効になりますとして、後段の規定で、就業規則の定める基準に依る……

○種田虎雄君 実際に上の問題として何か現在の法規關係に於て不都合は生じませぬでござりますが

○政府委員(吉武惠市君) 大體不都合は生じないと思ひます、是は就業規則と云ふ機構一本でやるので宜し、又それの事項で決めて宜い譯であります

いまして、官廳には大體所謂始業の時間と言ひますか、出勤の時間、退勤時間なり、それから賃金に付きましては賃與規定もござりまするし、或は退職規定もござりまする規定もあり、大體現在の所では此の趣旨に従つて作つて宜いのです

○政府委員(吉武東市君) 重複するが、ちよつと申上げて置きたいことは、此の勞働基準法の施行は此の法律の主務省のまことにありまするやうに、國の主務省のまゝに、府縣から獨立した基準局が出来、其の下の監督署と二つのものが出来るのであります、一方が承認のやうに争議關係の、勞働關係の方の行政でござりますね、争議を調停するとか、斡旋するとか云ふ、斯うして、ふ方面的關係は、是は府縣の方に残りまするが、この勞働行政と云ふものが二つの系統になると云ふ状況にはなります、是は、

○種田虎雄君　只今の御説明で大體で
りましたか、色々事業の監督を受けて
方の所謂會社工場等の立場から言ひます
と、或問題は斯う云ふ監督機關に付
つて行かなければならぬ、或問題は市
縣廳に持つて行く、其の中にある委員會
會に色々持つて行かなければならぬと
云ふことになると、労働者側として
も、事業經營者側としても非常に是
面倒じゃないのかと思ひますし、殊
御承知のやうに將來は或は法るでござ
いませう、行政官が今迄は迭る譯な
です、擔當者等も隨分迭る譯であります

則はなければならぬ點だと思ひます。此の百二十回で一言申上けて置きます、此の百二十回に此の法律違反の罪に付ては司法警察官の仕事を労働基準監督官が行ふやになつて居りますが、此の法律違反の他の司法警察官が矢張り扱ひ、又労働基準監督官が扱ふのでありますか、其の労働基準監督官だけでやりますか、其點を伺ひたいのであります。

して仕事をする、斯う云ふ風に解釋して宜いのですか

○政府委員(寺本廣作君) 単獨でやる場合が多からうと思ひます、是が現在の鐵道關係の職員に司法警察權の行使が認められて居るのと同じ趣旨であります

○種田虎雄君 單獨で其の勞勵基準監督官が司法警察權を行ふ譯なんであります、さうなると此の監督官の身分は、色々書いてあるやうであります、凡そどの位の養育のある者を任命される御考へでせうか

○政府委員(寺本廣作君) 先程も政府委員から申上げた所であります、國

際的に、監督官の教養、資格と云ふものは相當高いものでなければならぬと

云ふことが、勞勵會議で討議され決定

されて居るのであります、まだ監督官の採用基準、それから教養方法、さ

う云ふものは具體的には定つて居りま

す、此の議會に提出されて居る次第で

して行きたいたと思ひます、一般司法の

警察官よりも、豫算の面に於て遙かに

高い監督官を採用し得る豫算が決定さ

れ、此の議會に提出されて居る次第で

あります

○種田虎雄君 凡そ一人當りどの位の豫算を組んで居られるのであります

か、ちよつと伺ひたいと思ひます

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致しましては、大體二級官吏、所謂高等官、昔で申しますれば奏任官、さう云ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうなものと書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(寺本廣作君) 此の賃金臺

帳の様式に付きましては、現在まだ

決定致して居りませぬ、併し大體工

場事業場のやうに、一人の労働者を繼

續して長く雇うと云ふやうな所では、

今の戦時中から實施して來て居ります

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうのものを書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうのものを書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうのものを書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうのものを書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

比べますれば、數等程度の高い者であ

る、從つて採用に當りましては、三級

の官吏にしましても、出来るだけ専門

學校程度は出た者を採用しようかと思

つて居ります、現在もう既に、大學な

かを出ました若い者を出来るだけ採

り入れまして、色々な講習なり養成を

致して居ります

○委員長(畠山一清君) 次に第十二章

雜則は如何でありますか

○種田虎雄君 百八條に賃金臺帳と云ふこと

ふことが書いてありますが、是は各人

の賃金を幾らと云ふ風に作つて、

誰は幾らと云ふことをすつかり書いて

ありますのでありますか、或は賃金と云ふ

ものの凡そ基準となるやうのものを書

いて出すことになるのでありますか、

此の臺帳と云ふのは、どの程度のもの

を言ふのでありますか

○政府委員(吉武惠市君) 豫算は後で

調べて申上げますが、現在の官吏は、

御承知のやうに、一級官吏、二級官

吏、三級官吏とござりますが、數を致

しましては、大體二級官吏、所謂高等

官、昔で申しますれば奏任官、さう云

ふクラスの者が約千三十七人であります、さうして元の判任官、所謂三級官

官、各人の賃金の基礎になる數字は分ると思ひますが、なか／＼

○種田虎雄君 各人の賃金は工場や何かで一定の額で

あります、昔の奏任官の身分を持つ程度の者

に主力を置いて居ります、ですから先

程申しましたやうに、所謂警察官と申

しますか、巡査とかと云ふやうな者と

れと言つてもどうしてやれるか、事實
不可能と思ひます、採光は出來ること
は出來るでせうが、保溫と云ふやうな
ことになると相當は解釋の仕方に依
つては、斯んな寒い所に入れて置きや
がつてと云ふやうなことが起ることが
多からうと思ひます、さう云ふやうな
感じが致しますので可なり實際の運用
に當りますは、餘程注意をして戴か
ないといけないと思つて御尋ねした譯
であります

二項の方では、其の違反の計畫を知つて、其の防止に必要な措置を講じなかつた時、それから違反行爲を知つて、其の是正に必要な措置を講じなかつた時、それから又違反を教唆したと云ふやうな悪質な、犯意があると申しますか、さう云ふものに付ては、事業主も行爲者として罰する、従つて體刑に處すべきものに付ては體刑を科する、斯り云ふ趣旨でござります。

ことで、施行期日が決まりましたら、それから六箇月位は猶豫されるやうであります。が、是だけの準備を使用者側に於てすると云ふことは、大變なことではありません。しかし、どうか施行期日に付けて置きます、もう一つ、是は政府委員に伺ひたいのですが、ちょっとと失念して申譯ありませぬが、労働組合法の三十二條、削除になつたやつですが、此の三十二條と云ふのはどう云ふことでしたか。

○政府委員(寺本廣作君) 特定の工場なり事業場の労働條件が非常に悪い場合には、労働委員會が労働條件に付て調査して、行政官廳に労働條件の改善に付て具申することが出来る。行政官廳は其の意見に基いて指示をすることが出来る、指示をしました場合には、其の指示が協約に代る效力を有すると言ふ規定であります。

○種田虎雄君 それを削つた譯ですね

○政府委員(寺本廣作君) それは最低賃金制とか、最低労働條件に関する法律が不備であると云ふので、それに代るものとして規定し、労働組合の趣旨とする所から大分外れますけれども、暫定的に規定したのです。

○竹中謙右衛門君 重ねて詳いことを申すやうでありますが、臨時的の飯場に付ては除外するとか何とか云ふことに付て、九十六條の末項にでも加へることとは出来ませぬか、何だか非常な不安を覺えるのであります、短期間の臨時的のものは……

ふやうなものは、今は矢張り寄宿舍に於ける自治生活と申しますか、自由と云ふものを規定した規定でござりますから、飯場と雖も矢張り此の原則は例外を認めると云ふ風に参らぬと思ひます、竹中委員の仰しやいました點は、飯場のやうな臨時の仕事の爲に設けた其の設備が、普通の一般の工場の宿舍のやうな堅固な完備したものと云ふことは、是はむつかしいと云ふ御趣旨だらうと思ひます、さう云ふ御趣旨のものは九十六條にござります、九十六條に依つて、其の寄宿舍設備に付ては各種の必要な措置を講ずることになりますが、其の基準と申しますか、それは命令で決める事になつて居りますが、其の命令では、今のやうな臨時的な施設に付て、一般的恒久的な施設と同様のものを命ぜると云ふことは、是は事實上出来ないと思ひますから、其の點に於て便宜な處、置を講ずると云ふことになつて居ります ○委員長(島山一清君) 御質問ありますか、體刑に付て一點伺ひたいことがあります、此の體刑は相當苛酷な處刑、罰金等を科せられて居る云ふ一般の輿論であるやうであります、殊に斯う云ふ場合に斯う云ふ法令が設けられまして、從來の慣例に甚だ懸け離れた所があるのに斯う云ふ場合に於きまして、除外例として善意で、不注意の爲或は氣が付かないといふやうな點で違反を起す場合本法施行後或年限を限つて、悪意のない違反に付ては情狀を酌量するとか、斯う云ふ場合に於きまして、除外例と申しますか、経過規定と申しますか、ども御加へになるやうな御考はござ

いませぬでせうか、此の點を御伺ひ致します
○政府委員(寺本廣作君)　此の法律の罰則でございますが、非常に苛酷だと思ふことが一般に謂はれて居ると云ふことでござります、刑の均衡は外の法令とは十分事務的には取れて居ると思ひます、強制労働に付て十年と云ふのがございますが、是は現在刑法でも、暴行、脅迫、逮捕及び監禁、恐喝、特に恐喝に付きましては懲役十年、威迫の手段に依りまして財物を取得し、財産上の利益を得たと云ふのは十年となつて居ります、強制労働が十年と云ふのは刑法との衡衡は概ね取れて居ると思ひます、又中間搾取の排除、有害物製造禁止、最低年齢坑内労働の禁止がござります。それから是と比較の対象となります児童虐待防止法は、現在此の違反に付て一年の刑を科して居ります、又百十九條で規定して居ります色々澤山の事項に付きましては、最近の例と致しましては、労働組合法並びに労働關係調整法で六箇月以下の懲役禁錮を規定致して居ります、又時間及び賃金に關しましては、労働組合法としましては、日本では初めてあります、アメリカの公正労働標準法その他の矢張り六箇月と云ふやうな刑が附けてあります、大體刑の權衡は事務的には一應取れて居ると考へます、尙犯意の問題でございますが、此の法律は原則として行爲者罰、從來の事業主の如き……雇人がやつた場合でも全部事業主が被ること云ふことではなく、原則としては行爲者の公正労働標準法その他の矢張り六箇月と云ふ制度を採つて居るのであります、罰の制度を採つて居るのであります、

工場長でありましても、職工長でありましても、使用者の利益を代表して労働者に相對する者が違反しました場合には、行為者を罰すると云ふ建前でございます、唯事業主に付しましては、其の際一般的な違反の防止義務に違反した。一般的に違反の防止に付て必要な處置をしなかつたと云ふ場合の責任を罰金で處罰すると云ふことが特に規定されて居る譯であります、一般的の行為者を罰すると云ふ建設を探つて居りますので、其の事實に付て認識があり、犯意がある場合に罰すると云ふ刑法總則の規定は此の法律に當然適用があるものと解釋して居ります。

○委員長(畠山一清君) 私の懸念するのは、慣れないことでありますから、此處一年や二年の間はうつがりして居つて、つい此の法に觸れるやうなことがなきにしもあらずと、斯う云ふ風に輕い意味に考へて居るのでありますから、最初の一年間と二年間とか云ふやうなものを限つて、特別の取扱をする御考はありませんかと云ふことを御尋ねして居るのであります。

○政府委員(吉武恵市君)・御尋の點御尤でございまして、私共立案の際にも相當實は考へた問題でございます、先程大臣もちよつと御觸れになつたと思ひますし、又大臣も此の點は立案の際にも相當御考慮になつた點であります、さう云ふ規定に依つて除外と云ふことは是は出來難いと思ひます

が、要は運用の問題と思ひます、それ

で此の法律を施行した直ぐ翌日違反行

為がある、本人はまだ此の法律の趣旨

を能く知らない、それを直ぐ罰金、或

は體刑に處すると云ふことは是は事實

無理なことだと思います、ですから相當期間は矢張り指導的な方面に重點を置きまして、所謂啓發主義と言ひますか、處罰主義と云ふことでなしに、相當期間は指導的に、若し違反行為があれば注意、戒告をする、それでも聽かぬと云ふ場合があらうと思ひます、さう云ふ風ならば是は矢張り法の命ずる所に依つて處斷をせざるを得ぬと思ひますが、今御話にございました所謂常識的に善意で知らなかつた、うつかりやつたと云ふのを直ぐ其の儘厳罰に處すると云ふやうなことは、是は實際の運用として宜いことはございませんが、から、其の點は十分氣を付けて行く考でござります。

○委員長(畠山一清君) 一應御質疑が終つたやうでありますから、今日は此の程度にして置きまして、明日は差支があるさうでありますから、明後日午前十時に再開致したいと思ひます、左様御承知を願ひます、散會致します

午後四時八分散會

出席者左の如し

委員長

副委員長

男爵長

基連君

委員

公爵島津

忠承君

侯爵佐竹

義榮君

伯爵東久世通忠君

牧野

英一君

健男君

男爵山根

敏雄君

伊藤傳七君

伊藤豊次君

種田虎雄君

膳桂之助君

竹中藤右衛門君

伊藤傳七君

伊藤豊次君

國務大臣 厚生大臣 商工大臣 河合良成君
同 厚生事務官 吉武惠市君 石井光次郎君
寺本廣作君